

日本血栓止血学会誌規定

機関誌「日本血栓止血学会誌」

日本血栓止血学会誌（以下、本誌）は日本血栓止血学会（以下、本会）の機関誌として年6回発行し、血栓、止血およびこれらに関連する領域に関する論文およびその他を掲載する。年6回のうち、1回は学術集会抄録集とする。本誌は会員相互の情報交換を目的とすると共に、本会の活動を広く発信することを目的とする。

1. 投稿資格

投稿論文の筆頭著者は本会の会員とする。なお、会員以外の者を共著者としてもよい。ただし、本会が原稿を依頼する場合はこの限りではない。

2. 著作権

本誌に掲載した記事等の著作権は本会に属する。

3. 投稿論文の採択と掲載

血栓、止血及びこれらに関連する領域の学術論文（邦文、英文）の投稿を受け、査読審査の上掲載する。論文は国の内外、言語を問わず、未発表のもの（抄録を除く）に限る。本誌が掲載する学術論文は、原著、症例研究、総説、トピックス、編集者への手紙、等である。

本会編集委員会（以下、編集委員会）は、投稿論文の内容に応じて査読者を決定・依頼し、査読報告に基づき掲載の可否、原稿修正の要否を決定する。著者は編集委員会から修正を求められた場合、原則として編集委員会が提示した期限内に修正原稿を提出する。原稿を著者に返送した後3ヶ月経過しても再提出のない場合、その論文は取り下げられたものとみなす。

論文の採否は編集委員会により決定する。

4. 倫理規定及び関連法規の遵守

投稿者・著者及び共著者は、日本学術会議が声明を発した「声明：科学者の行動規範について」において説明している科学者の行動規範も遵守すること。人を対象とした研究においては世界医師会総会で採択されたヘルシンキ宣言を遵守すること。(1)ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年3月文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号[平成29年2月28日一部改正]) (2)人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号[29年2月28日一部改正]) (3)遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成27年厚生労働省告示第344号[平成29年4月7日一部改正])、(4)再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)を遵守すること。動物を扱った研究は(1)実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年

4月28日環境省告示第88号〔平成25年全部改正〕(2)研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日文科科学省告示第71号)(3)動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月1日通知)に基づいた各施設のガイドラインに則って行われたものでなければならない。この宣言における事実誤認または虚偽や過失により掲載された論文に対する訴えがあった場合、本会および編集委員会は一切の責めを負わない。

5. 不正論文の取り扱い

不正論文とは、査読審査によって、下記1)から4)に示す、盗用(盗作)、重複投稿、類似投稿、あるいは捏造(改ざん)の事実が確定した論文を指す。既に掲載された論文に関してもこの事実が実証された場合は、不正論文とする。不正論文と認められた場合は、別に定める「不正論文取り扱い規約」に則り、著者全員が処分される。

1) 盗用(あるいは盗作)

既出版の論文から無断で研究データや文章あるいは図表を写し取り論文を著述した場合をいう。

2) 重複投稿

論文の主要な部分が、他誌あるいは本誌に投稿中、または出版・公表された論文内容と同一であり、引用の記載がないものをいう。原則論文発表の言語の種類を問わない。ただし、既掲載誌の編集委員会が本誌への掲載を書面により承諾し、本誌編集委員会が掲載を了承した場合は重複投稿としない。

3) 類似投稿

他誌あるいは本誌に投稿中、あるいは出版・公表された論文内容に、異なる解釈をして新たに作成した論文、あるいは新たなデータを追加して新たに作成した論文をいう。原則論文発表の言語の種類を問わない。ただし、他誌あるいは本誌に投稿中、あるいは出版・公表された論文を引用した上で、同一対象(症例等)に対して新たな仮説を立て、別の手法で解析し新たな結論を導いた論文は類似投稿としない。ただし、その掲載の諾否は編集委員会で議決する。

4) 捏造・改ざん

研究結果や観察内容を恣意的に書き換えたり、事実に基づかないで作上げられたりして作成された論文等が該当する。

6. 論文掲載における著者、共著者のCOI開示に関する申し合わせ

「日本血栓血学会(JSTH)におけるCOI(利益相反)に関する指針」を参照し、「日本血栓止血学会(JSTH)におけるCOI(利益相反)に関する指針施行細則」「第2号:本学会などでの発表」の規定に基づき「出版物執筆者のCOI自己申告書」(様式2)にてCOI申告開示をしなければならない。開示されたCOIは論文末尾、Referencesの直前の場所に印刷される。開

示すべき COI がない場合、「著者全員の利益相反 (COI) の開示:本論文発表内容に関連して開示すべき企業等との利益相反なし。」の文言が入る。開示すべき COI がある場合、該当する著者毎に、該当する項目と COI 状態にある企業、組織、あるいは団体名等の名称を記載し、著者全員の利益相反 (COI) を開示する。

7. 投稿方法

原稿は Editorial Manager システム ([URL:http://www.editorialmanager.com/jjsth/](http://www.editorialmanager.com/jjsth/)) で受け付ける。投稿にあたっては Editorial Manager 著者マニュアルを参照すること。インターネット利用等に困難のある場合事務局に連絡すること。

投稿にあたっては、エディトリアルマネージャー新規投稿画面内「追加投稿情報」の入力、もしくは本誌各号挿入の「日本血栓止血学会への論文投稿に関する同意書」に必要項目を記入して事務局宛送付すること。

投稿者は希望があれば、査読者として5人まで列挙することができるが、実際の査読者は編集委員が決定する。

8. 執筆要領

論文のおおむねの長さは下記の通りとする。写真・図・表は1個800字に換算する。英文での投稿も可とし、その長さは相当する和文論文等の長さに準ずる。

(参考) 約1,600字で組上り1ページにほぼ相当する。

1) 原著論文: 本文・文献・写真・図・表を含めて11,000字程度(組上り7ページ)

写真・図・表 計10個以内 キーワード(英) 5個以内

症例研究論文: 本文・文献・写真・図・表を含めて8,000字程度(組上り5ページ)

写真・図・表 計7個以内 キーワード(英) 5個以内

速報論文: 本文・文献・写真・図・表を含めて6,400字以内(組上り4ページ以内)

写真・図・表 計3個以内 キーワード(英) 5個以内

総説論文: 本文・文献・写真・図・表を含めて11,000字程度(組上り7ページ)

写真・図・表 計10個以内 キーワード(英) 5個以内

トピックス: 本文・文献・写真・図・表を含めて3,200字以内(組上り2ページ以内)

写真・図・表 計3個以内 キーワード(英) 5個以内

編集者への手紙: 本文・文献・写真・図・表を含めて3,200字以内(組上り2ページ以内)

写真・図・表 計2個以内

研究四方山話: 本文・写真・図・表を含めて3,200字以内(組上り2ページ以内)

海外研究室 NOW: 本文・写真・図・表を含めて3,200字以内(組上り2ページ以内)

2) 原稿は和文、英文ともに、A4版に横書きとする。

和文は、適当な余白を持たせ、47字詰め×34行(1600字/ページ)とする。

英文は、ダブルスペース、上下左右 2.5cm の余白を持たせる。(英文投稿規程参照)

3) 原稿の1枚目(表紙)には以下の事項を記載する。

- ・表題(日本語・英語)
- ・著者名(日本語・英語)
- ・著者所属機関名、住所、連絡先(電話・FAX番号、メールアドレス)(日本語・英語)

4) 原著論文および研究症例論文では、原稿の2枚目以下に、①和文抄録(400字以内)、②英文抄録(200語以内)、③5個以内の英語の key words、④緒言、⑤研究対象、材料および方法、⑥結果(成績)、⑦考察、⑧謝辞、⑨文献、⑩図の説明文(題名、内容ともに英文)、の順に記述し、そのつどページを更新すること。

5) 血栓止血領域の学術用語に関しては血栓止血学会用語集に準拠し、専門用語以外は常用漢字、現代かなづかい(ひらがな)を用い、平易かつ明瞭に記述し、句読点は正確に書くこと。

6) 人名、薬品名などの外国語名は原語のまま用いる。ただし、日本語化しているものはカタカナとする。(例:アスピリン、トロンビンなど) 薬品名は原則として一般名を使用し、商品名の記載が必要ならば、最初に一般名が書かれたときに、括弧内に登録商標表示 R または®で示す。

7) 数字は算用数字を用い、度量衡単位はcm, mm, L, μ L, g, mg, mL などとする。

8) 図の大きさは本誌中で用いる大きさの2倍以上の大きさとし、1/2以上の縮尺時にも十分識別可能な線および文字を使用すること。原著論文および症例論文では図は英文で作成すること。

9) 組織または細胞等の画像は1MB以上の大きさで、電顕写真にはスケールを示すバーを挿入すること。印刷物やプリント写真からのスキャニングを必要とするものはその旨を明記すること。大きさは21cm×14cmを限度とする。カラー写真の掲載も可である。表・図・画像は別ファイルで作成し、解像度300dpi以上のJPEG、TIFF、EPSファイル、もしくはPowerPointファイルのいずれかのデータを添付すること。

10) 電子版は無料でカラー掲載され、冊子体および別刷は原則モノクロ印刷される。カラー印刷を希望する場合は実費を負担すること。

9. 文献の記載

1) 文献の記載順序は本文中での引用順とする。本文中の引用箇所には肩番号を付け、照合する。

2) 文献の記載は下記により統一する。

雑誌：著者氏名(著者は3名までを記載し、それ以降は「、他」「, et al.」を用いて省略する)：題名. 誌名 巻：始ページ-終ページ, 発行年(西暦).

(例) 鈴木敦夫, 鈴木伸明, 兼松毅, 他：血小板膜糖蛋白質 GPIb 変異体を用いた von Willebrand 因子活性測定試薬「INNOVANCE® VWF Ac」の基本性能評価. 血栓止血誌 **31**：409-419, 2020.

(例) Sakai K, Fujimura Y, Nagata Y, et al.: Success and limitations of plasma treatment in pregnant women with congenital thrombotic thrombocytopenic purpura. *J Thromb Haemost* **18**: 2929-2941, 2020.

(例) Nomoto H, Takami A, Espinoza JL, et al.: Recipient ADAMTS13 single-nucleotide polymorphism predicts relapse after unrelated bone marrow transplantation for hematologic malignancy. *Int J Mol Sci* **20**: 214, 2019. doi: 10.3390/ijms20010214.

書籍：[単著]著者氏名：書名, 発行地, 出版社名, 発行年(西暦).

(例) 水平敏和：電子顕微鏡－医学生物学への応用, 東京, 医歯薬出版, 1973.

書籍：[共著]著者氏名：題名, (英文のみ in) 編者名, 書名. 発行地, 出版社名, 発行年(西暦), 始ページ-終ページ.

(例) 下門顕太郎：血小板由来増因子 (PDGF), 松田道生, 鈴木宏治編集, 止血・血栓・線溶. 東京, 中外医学社, 1994, 89-92.

(例) Hawiger J: Adhesive interactions of blood cells and the vascular wall, in Colman RW, Hirsh J, Marder VJ, Salzman EW(eds) : Hemostasis and Thrombosis: Basic Principles and Clinical Practice, 3rd ed. Philadelphia, Lippincott, 1994, 762-796.

雑誌名は Index Medicus に採用されている略号を用い、類似の誌名がある場合には発行地を併記する。

プレプリントサーバーに掲載されている論文(査読前論文)については文献に含めず、本文の引用箇所に doi 番号(または URL) を記載すること。

(例) (Zuo Y, et al. 2020. doi:10.1101/2020.08.29.20184358)

10. 別刷および掲載費用

別刷を希望する際は、50部単位で著者校正時に申し込むこと。その際実費を申し受ける。

掲載基本料金は速報論文および速報扱いを除き無料とする。ただし、カラー印刷、画像加工を要した場合は著者の実費負担とする。

速報論文および速報扱いを希望する場合は特別審査料 10,000 円を下記特別審査料振込先に振り込むこと。特別審査料は、論文が不採用になっても返却しない。

特別審査料振込先：口座番号 00150-6-766029 ゆうちょ銀行 日本血栓止血学会編集事務局
特別審査料振込口座は会費の納入口座とは別です。お間違えのないようにしてください。

1 1. 規定の改廃

この規定の改訂、廃止は、編集委員会で審議の上、理事会で承認を得て決定する。

付則

この規定は平成 24 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は平成 25 年 9 月 26 日をもって改訂、施行する。

この規定は平成 26 年 1 月 25 日をもって改訂、施行する。

この規定は平成 27 年 2 月 4 日をもって改訂、施行する。

この規定は平成 29 年 4 月 11 日をもって改定、施行する。

この規定は令和元年 9 月 14 日をもって改訂、施行する。

この規定は令和 2 年 4 月 25 日をもって改訂、施行する。

この規定は令和 3 年 5 月 27 日をもって改訂、施行する。

この規定は令和 3 年 6 月 22 日をもって改訂、施行する。